

第 8 回久慈市農業委員会会議録

令和 4 年 10 月 21 日開催

久慈市農業委員会

第 8 回 久慈市農業委員会議

1 日 時 令和 4 年 10 月 21 日（金） 13 時 30 分～

2 場 所 久慈市役所大会議室

3 付議事件

- (1) 農地法第 3 条の規定による許可について
- (2) 農地法第 5 条の規定による許可について
- (3) 農地法の適用外証明願いについて

4 協議事項

- (1) 令和 5 年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書検討委員会の設置について

5 出席者 21 名（出席者名簿のとおり）

6 関係機関

事務局	事務局長	藤原亮一
	係長	鶴飼勝浩

第 8 回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

農 業 委 員

議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	
8	小倉 明	
9	上村信志	
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

農地利用最適化推進委員

地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	○
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	
大川目	切 金 伸 広	○
夏井	中川原 広 志	
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	○
山根	松野下 富 則	○
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	○
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	

開会	13時30分
事務局長	<p>只今から令和4年度第8回久慈市農業委員会議を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>この頃収穫の時期でございますが、みなさんお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>欠席者も多いようでございますが、稲刈りの最中でございますが、例えば宇部川ファームでは今月では終われない見通しだということですし、皆さんお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>本日は、昨年市長に要望しておりました農業施策に係る要望事項がございますが、その取り組み状況について農政課さんの方からご報告があるそうでございます。よろしく申し上げます</p>
事務局長	<p>本日の欠席通告委員を報告いたします。</p> <p>7番中塚委員、8番小倉委員、9番上村委員、11番宇部文人委員、13番大鹿糠委員、14番柿木委員、岩崎推進委員、中川原推進委員、類瀬推進委員より欠席通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、久慈市農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事については、宇部会長にお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>それではこれより議事に入ります。</p> <p>まずは議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。</p> <p>久慈市農業委員会会議規則第10条の規定により議事録署名委員及び書記を、当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議無し」の声）</p> <p>それではご異議無しと認め、議事録署名委員に1番新井野委員、2番三上委員を、書記には事務局職員の鶴飼係長を指名いたします。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明を願います。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>1ページをお開き願います。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>（以降、議案朗読説明）</p> <p>以上で、議案第1号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、議案第1号農地法第3条による許可について事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>鶴飼係長お願いします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>本日現地調査を行いました岩崎推進委員が欠席でございますので、事務局の私の方からご報告をさせていただきます。</p> <p>付議番号1と2についてでございます。</p>

	<p>10月17日、事務局2名と鹿糠勢津子委員、岩崎推進委員と現地調査をして参りました。場所ですが、〇〇町の〇〇橋の堤防沿いになります。</p> <p>現地でございますが、畑として利用されており、農地として適正に管理されている状況でした。</p> <p>畑を譲り受けまして、野菜等を栽培するという事で何ら問題ないものとして見て参りました。</p> <p>次に付議番号3でございます。</p> <p>こちら全部で8筆ございますが、場所の方は〇〇町の△△地区になっております。</p> <p>譲渡人が仙台に住んでいるという事で、管理が難しいという事で譲受人に売買するという事がございます。先代の頃は耕作していたようでございますが、現在は、ほとんど耕作放棄地という状態にありましたが、譲受人がこの度まとめて管理するという事になったとのことでございます。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>付議番号4番につきまして、鹿糠勇委員お願いします。</p>
<p>鹿糠 勇委員</p>	<p>10月17日事務局2名と私で見えてまいりました。</p> <p>場所は〇〇の1キロぐらい手前を堤防の方に入った所になります。</p> <p>微々たる土地なのですが、昔譲り受けた土地で、高齢のため耕作できないので、耕作していただけるのなら無償で譲りたいとの事で、〇〇地区で大きく農家を営んでいる譲受人に譲るという事になったようです。</p>

<p>会長</p>	<p>はい、ご苦労様でございました。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可について事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。</p> <p>質疑を許します</p> <p>（「無し」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議無し」の声）</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>8ページをお開き願います。</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可についてご説明します。</p> <p>（以降、議案朗読説明）</p> <p>以上で、議案第2号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>鹿糠勢津子委員をお願いします。</p>
<p>鹿糠勢津子委員</p>	<p>私の方から農地法第5条の申請案件について、10月17日に岩崎推進委員さん、事務局2名、私の4名で現地調査をしてまいりましたので、ご報告いたします。</p>

付議番号1番ですが、場所は〇〇町△△、△△のバス停の近くを久慈川堤防方向に入ったところでございます。□□地区になります。

少し離れたところに〇〇保育園がありました。

現地は耕作はしていないようでしたが、草刈りを行い農地として管理されている状況でした。

転用目的は、事務局から説明があったとおり、太陽光発電設備を設置することですが、周辺には耕作農地はなく、他に影響を及ぼす問題はないものと思われました。

続きまして、付議番号2番です。

〇〇町9-23-1という事ですが、こちらは〇〇橋から主要地方道△△線を□□小学校方面へ向かい、〇〇の入り口があるのですが、そこを過ぎてすぐの左側になります。

現地は草木が生い茂り、農地として管理はされていない状況でした。道路からはかなり低くなっております。使用目的は駐車場ということですが、近隣は住宅地で都市計画区域内の第3種農地でもありますので、周辺に影響を及ぼす問題はないものと思われました。続きまして付議番号3です。

〇〇町8-39-1のところですが、場所は〇〇町△△地区、位置図を見て頂きたいと思いますが、国道〇〇号線とJR線が立体交差する〇〇橋付近、こちらから行くと左下、〇〇と△△に挟まれ、狭小地となっております。

日当たりも悪そうなところで、〇〇地区の水田から道路が建設されたことで分断されています。

	<p>現地はきれいに草刈りされて、農地として管理されているというような状況でしたが、両隣はすでに山林化が始まっているような状態でした。</p> <p>転用目的は先ほどの説明のとおり、携帯電話基地局ということですが、仮設ヤードの用地にするとのことですが、一時的な利用で周辺に影響を及ぼす問題はないと思われました。</p> <p>以上3案件についてご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可について事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました</p> <p>質疑を許します</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号農地法適用外証明願ひについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を願ひします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>15ページをお開き願ひします。</p> <p>議案第3号農地法の適用外証明願ひについてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p>

	<p>以上で、議案第3号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、次に現地調査員からの報告をお願いします。</p> <p>(鶴飼係長 挙手)</p> <p>はい、鶴飼係長</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>はい、それでは同じく岩崎推進委員に代わりまして、事務局の方でご報告させていただきます。</p> <p>10月17日鹿糠勢津子委員、岩崎推進委員、事務局2名で現地調査をして参りました。場所でございますが、〇〇町の△△公民館あたり、県道から100mぐらい入ったあたりでございます。現地ですが、盛土がしてありまして、宅地として利用されている状況でした。これは、今説明したとおり、隣の方が居宅を建てる時に土を盛ったという事でございます、願出人の所有地の方に誤って入ってしまっているという状況でございます。いずれ、現況は盛土で宅地という事で利用されておりましたので、適用外証明もやむを得ないものとして見てまいりました。ご審議の程よろしくをお願いします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第3号農地法適用外証明願いについて、事務局の説明と現地調査員からの報告が終わりました</p> <p>質疑を許します</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。</p> <p>議案第3号農地法適用外証明願については、特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>特に意見がないものとして決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号農用地利用集積計画書についてを議題と</p>

	<p>いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>17 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積計画についてでございます。令和 4 年度農地利用集積計画書が別紙のとおり提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農業委員会の意見を求める、となっております。</p> <p>19 ページをお開き願います。こちらは、各筆の明細でございます。利用権の設定を受ける者と、利用権を設定する者は記載のとおりでございます。</p> <p>21 ページをお開き願います。</p> <p>最初に、整理番号 11 の方から説明いたします。</p> <p>こちら、従来〇〇さんで経営している会社で解除付き賃貸借によりまして農地を借りて、ネギを栽培していたところでございます。</p> <p>合計面積 25,468 m²でネギ栽培を行っていたところでございますが、この度、栽培面積を縮小することとなりまして、その縮小した分 計 15,468 m² について、洋野町の農事組合法人で借り受けることとなったものでございます。</p> <p>次に 1 ページ戻りまして、20 ページお開き願います。こちら整理番号 10 番ですが、場所が先ほどご説明した整理番 11 番のすぐ隣に位置しておりまして、この度 11 番と併せて洋野町の法人で借り受けることとなったものでございます。</p> <p>こちらの法人ですが、牧草・デントコーンの栽培予定とのことでございます。</p> <p>以上で、議案第 4 号の説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>皆さんから何かございませんか。</p> <p>（「無し」の声）</p> <p>質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議案第4号農用地利用集積計画書については、農業委員会として特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なしの声」）</p> <p>意見なしという事で決定させていただきます。</p> <p>次に協議事項に入らせていただきます。</p> <p>令和5年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書検討委員会の設置についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>22ページをお開き願います。</p> <p>協議事項（1）令和5年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書検討委員会の設置についてでございます。今年度も検討委員会を設置いたしまして、令和5年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書の内容を協議して参りたいと思います。</p> <p>別紙で検討委員名簿を配布しておりますので、ご覧頂きたいと思います。討委員でございますが、農業委員さんの方から5名推進委員さんの方から3名、合計8名の選出をお願いしたいと思います。</p> <p>農業委員の方でございますが、宇部会長、高倉職務代理、小倉農政部会長、大鹿糠農政部副会長、以外で1名を、推進委員の方でございますが、間農地部会長、大崎農地部副会長、以外で1名の選出をお願いしたいと思います。</p>

	<p>まず、農業委員の方の1名の選出でございますが、本日、小倉農政部会長が欠席されておりますので、事務局の方から選出させていただきます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p> <p>(「異議なしの声」)</p> <p>(鶴飼係長 挙手)</p>
鶴飼係長	<p>田村英寛委員にお願いしたいとおもいます。</p> <p>次に、間推進委員長の方から、推進委員1名の選出をお願いいたします。</p>
間推進委員	<p>下館靖さんをお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>それでは、田村英寛委員さん、下館靖推進委員さん、よろしいですか。</p> <p>(田村委員、下館推進委員「はいの声」)</p> <p>では、お願いいたします。</p> <p>(鶴飼係長 挙手)</p>
鶴飼係長	<p>では、検討委員について確認いたします。</p> <p>宇部会長、高倉職務代理、小倉農政部会長、大鹿糠農政部副会長、田村委員、間農地部会長、大崎農地部副会長、下館靖推進委員、合計8名にお願いしたいと思います。名簿の一番下でございます。</p> <p>検討委員会の開催予定ですが、令和4年11月11日、金曜日、10時から大会議室の方で予定しております。こちらは改めて開催通知でお知らせいたします。</p>

	<p>すので、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今検討委員に指名された方、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に進ませていただきます。</p> <p>報告事項（１）令和４年度農地等利用最適化推進施策に係る意見の実施状況についてを議題といたします。</p> <p>少々お待ちください。</p> <p>（農政課 入室）</p> <p>農政課の方からご説明があります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
<p>農政課 下斗米課長</p>	<p>農政課でございます。農業委員のみなさま、農地利用最適化推進委員のみなさまにおかれましては、日頃から当市の農業の発展に、農村の活性化にご指導、ご協力いただきましてありがとうございます。</p> <p>この場をお借りしまして改めてお礼を申し上げます。早速でございますけれども、令和４年度農地等利用最適化推進施策に係る意見に係る取組みの回答についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、はじめに当課からお配りさせていただきました資料について確認をお願い致します。</p> <p>A４横ホチキス止め令和４年度農地等利用最適化推進施策に係る意見書というものになります。ご確認をお願い致します。</p> <p>申し訳ございませんが、着座にてご説明させていただきます。</p> <p>それでは、農地等利用最適化推進施策に係る意見についての取組み状況について、等について説明をさせていただきます。</p>

1 ページをご覧ください。

1、市の事業に関すること(1)農業担い手の育成・確保対策についてでございます。この項目では4つのご意見を頂いております。

①新規就農者の早期経済安定化を図るため、国、県の事業の活用と、市の事業等の積極的な拡充についてご意見をいただいております。

これに関する取組み状況であります。経営の早期の安定化を図るため、国の新規就農者育成総合対策事業を導入、それから県のいわて地域農業マスタープラン実践支援事業、それから市の単独補助の新規就農者育成確保対策事業などを活用しまして、生産機械、施設それらの助成、融資、返済への助成を行うなど、引き続き複合的支援を実施することとしております。

次に②でございます。各地区において、マスタープランの実質化に伴い、今後のプランに基づいた農地の集積、集約を進めるための話合いの継続とプランの実践に向けた支援などがございます。これに関する取組み状況であります。これまで地域の話合いにより作成、実践に取り組んできた各地区のマスタープラン、これの農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴いまして、将来の農地の効率的、総合的な利用の目標等盛り込んだ市町村が策定する地域計画として位置づけられることとなりました。地域計画は既存のプランを土台としまして、市町村が関係機関と地域の話合いによりまして、令和6年度年末までに策定する事となっております。協議の場の設定や農業者等への周知、農業委員会による目標地図の素案の作成に向けて、機運の醸成を図ってまいります。

1 ページ、2 ページをご覧ください。③ 認定農業者の更なる育成・確保を図るため、国・県等の支援制度について適宜説明会を開催するなどの適切な導入支援についてでございます。これに関しましては、制度の周知を随時行いまして、取得によって国や県、市の補助事業を広く利用できるようなメリットも多い制度でございますので、継続して取り組んでまいります。制度事業の活用等につきましても、関係機関・団体と連携をしまして随時情報を提供しているところでございます。今後におきましても事業の導入を支援してまいります。

また、認定農業者組織の充実につきましては、国からの交付金を受給している認定新規就農者の受給期間終了後、速やかに認定農業者の資格取得を促しまして、認定農業者の組織である久慈市中核農家クラブへの加入を勧めてまいります。

また、農業委員や農地利用最適化推進委員等、地域の担い手に詳しい方々から情報収集し、認定農業者の資格を有していないけれども規模拡大志向や技術力のある農業者には、積極的に声掛けを行い、認定農業者の資格取得を促し、組織の充実を図ってまいります。

次に④でございます。6次産業化の促進や農商工連携及び農福連携、グリーンツーリズム等経営の多角化による所得確保への取組みを強化し、国・県等の各種支援制度に対する市の積極的な導入支援でございます。これに関しましては、6次産業化等の各種取組による経営の多角化及び所得確保につきましては、岩手県などとの連携や福祉団体に対する農福連携モデル事例など関連する制度の情報提供等を随時行ってまいります。グリーンツーリズムにつきましても、関係機関と連携

しながら農業等の就労や生活を体験できる民泊の受入体制強化を図り、自然環境を活かした体験型観光の振興に努めてまいります。また、個人での6次産業化や農福連携を希望する人には、個別に情報提供を行い、引き続き支援を行ってまいります。続きまして（2）優良農地の確保と地産地消対策についてでございます。この項目につきましては、7つのご意見をいただいております。

①土地改良区について、農業者に不便をかけないよう事務体制や事業資金の確保等円滑な運営ができるよう積極的な支援を図ること。これに対する取り組み状況であります、土地改良区の管理施設における多面的機能の発揮や防災機能に係る影響を勘案し、事業導入に関して積極的に支援してまいります。

3ページをお開き願います。②学校給食に年間を通じて安定的に地元食材を供給するため、生産者との契約栽培を検討するとともに、まとまった食材を一定期間保存できる保冷庫等の施設整備について検討をすすめること。また、市民農園の開設や子どもたちの農業体験学習を充実するなど、福祉施設等を含めて地産地消の推進を図ること。これにつきましてはの取組でございますが、給食食材につきましては、学校給食センターやJA等と連携しながら、必要量の農産物を確保できるようにし、学校給食で使用する久慈産の食材の割合を増やせるよう努めてまいります。施設整備につきましては、その手段や方法を含み関係機関・団体と連携を図りながら安定供給へ向け協議してまいります。

地産地消の推進につきましては、平成31年度から久慈市地産地消推進条例を施行し、市民農園の開設や子供たちに農業体験学習の機会を継続して提供するとともに、地元産食材を積極的に利用してもらうため、飲食店と生産者のマッチング

や、地産地消ふれあい給食や久慈地方産業まつりなどの集客イベントを利用して啓発に取り組み、福祉施設等を含めて地産地消の周知とより一層の推進に取り組んでまいります。

③ 農業・農村の多面的機能の確保や耕作放棄地の発生防止等のため中山間地域等直接支払制度に基づく活動を継続して支援すること。中山間地域等直接支払制度につきましては、令和2年度から第5期の対策が開始されているところであり、当市におきましては、現在7集落等において協定が締結されております。これまでも協定に基づく諸活動に支援しているところであり、今後とも地域ぐるみの取組を支援し、農村環境の保全に努めてまいります。④ 中山間地域の耕作不利地域や農道等の未整備地域から農地が遊休化していることから、農家所得の向上に繋がる高収益作目の栽培実証事業等の生産振興対策を推進し農地の遊休化防止に努めること。

これまでほうれんそう、菌床しいたけに次ぐ新たな作目による営農体系の確立を目指し、市単補助におきまして、ピーマン及びブロッコリーの栽培実証に取り組んでいるところであります。栽培技術の向上が見られることから、新たな作目の導入や規模拡大を支援し、農家所得の向上につなげられるよう、関係機関・団体と協議し農業生産の振興に努めてまいります。

4 ページをお開き願います。多面的機能支払交付金等の有効な制度を導入し、圃場の大区画化や通作、通水が不便な地域の農道や水路等の整備についてでございます。

現在、10団体が多面的機能支払交付金制度を活用しており、今後におきましても、農道や水路の整備、維持管理等につきましては、本制度の活用や地域の要望を踏まえ、支援してまいります。⑥ 野生動物等による農作物被害が増加し農業者の生産意欲が減退し、農地の荒廃も招いていることから、現行の鳥獣等被害防止対策を検証し、抜本的な対策を講ずること。ま

た、継続してクマ被害対策の電気柵設置への十分な支援と事故防止対策を講ずることについてでございます。

野生動物等の被害防止対策につきましては、その対策を効果的に実施するため、「久慈市鳥獣被害防止計画」に基づく被害防止活動を行う「久慈市鳥獣被害対策実施隊」を編成するなどして対応しております。今後におきましても、本実施隊を核として関係機関・団体と連携を図りながら被害の防止に努めてまいります。ツキノワグマにつきましては、市内においても多数目撃が確認されていることから、住民への注意喚起はもとより、追い払いや許可に基づく捕獲等に取り組んでいるところであり、農業者等が組織する団体が被害対策として実施する電気柵設置への助成につきましても令和2年度から補助率を1/3から1/2に拡大し、令和3年度からは補助額上限枠も5万円から7万円に増やしたところであり、予算額におきましても昨年度より令和4年度は大幅に増額して、対応しております。次に⑦でございます。

農地の保全を図るため、農業振興区域外の農業用排水路について、適切な維持管理を行うことでございます。

農業用排水路の維持管理につきましては、農業振興区域外についても受益者の方々が維持管理を行っているところですが、災害により農業用施設が被災した場合には、補助事業等を活用し営農に支障がないよう復旧に努めているところでもあります。

2 国・県等に対する要望に関する事項（1）原子力発電事故に伴う風評被害等については、農林水産物の安定性に係る正確な情報提供やPR活動を継続して行うとともに、県、市町村、生産者団体等が取り組む風評被害対策に要する経費について、全面的かつ継続的に支援すること。また、福島第一原子力発電所処理水の処分に当たっては、科学的に安全性が確立

されていない段階での海洋放出を撤回し、併せて安全な処理・保管方法を確立すること。これに関しましては、県産農林水産物の放射性物質濃度の検査につきましては定期的に実施され、大半が不検出又は基準値以下であり、その結果は県ホームページにて生産者及び消費者に情報提供されているところであり、また、消費者の不安払拭と販売増進、消費拡大のため、各種補助事業を活用した首都圏向けPRに取り組んでまいります。また、福島第一原子力発電所処理水の処分にあたりましては、第一次産業従事者が安心して生産し、消費者も安心して食べられるよう、安全な処理・管理方法が早急に確立されるよう、引き続き国に要請してまいります。

(2) 国際農業交渉への適切な対応についてであります。

国際農業交渉の合意に伴う農業への影響を継続的に検証し、引き続き丁寧な情報提供を行うとともに、農業者が希望を持って経営に取り組むことができるような政策を構築すること。また、今後の国際農業交渉にあつては、多様な農業の共存が図られる貿易ルールを基本に、農業の再生産が可能となり持続的発展が実現できるよう重要品目をはじめとする農産物等の国境措置の確保についてのご意見をいただきました。

これに関する回答として、国では、関税削減等の影響で価格低下による農林水産物の生産額の減少が生じるものの、体質強化対策による生産コストの低減・品質向上や経営安定対策などの国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されると試算しております。

しかしながら、当市のような中山間地域の農業に対する影響は小さくないと懸念していることから、不安を払拭するための情報収集に努めるとともに、大規模だけでなく、家族単位で営む、中・小規模の経営体及び農業者が安心して営農継続できる政策となるよう、市長会等を通じ要望してまいります。

次に6ページをお開き願います。(3)担い手の育成支援と農業経営安定対策についてでございます。現行の経営所得安定対策は、これまでの助成水準を維持するとともに、農業者が安心して米、麦、大豆、飼料用米等の生産に取り組めるよう長期的、安定的な施策を講じること。また、米の直接支払交付金が制度改正されるが、水田農業経営への影響、担い手への農地集積の推進への影響が懸念されることから「水田の直接支払い交付金」をこれらの影響緩和と米生産からの転換に有効に活用できる内容にするるとともに、水田の集積・集約化、米に代わる品目の生産による経営の発展につながる制度とするよう見直すことについてご意見をいただいております。これに対してでございますが、市内農業者へ経営所得安定対策制度の周知と交付申請を呼びかけ、申請漏れのないよう努めております。また、今後、地域の実情に応じて助成単価の上乗せが出来る産地交付金の予算枠の拡大や、品目及び助成額等、国の動向を注視しながら要望等を行ってまいります。

また、農業経営収入保険制度につきましても、関係機関と連携し、農業者に対する内容の周知を徹底し、米や野菜類の価格の急落に対応し、農業経営の維持・発展のためにも加入率の向上を図ってまいります。水田活用の直接支払交付金については令和8年度までに一度でも水張りをしない場合、転作対象外となるルールを国は示しており、現行のままであれば水田農業経営の影響や担い手の農地集積・集約化の推進にも影響してくるものと捉えております。引き続き、農業者への影響を緩和し、担い手に効率よく農地を集積できるよう、ルールの改正について、関係機関と協力しながら、要望を続けてまいります。(4)その他の農業政策等に関する事項についてでございます。この項目では7つのご意見をいただいております。

①米、麦及び大豆等について、県北地方の気候・風土に適し

た食味の良いオリジナル品種の開発に取り組むこと。

また、山葡萄や寒締めハウレンソウは、久慈地域のブランド化を促進するためPR活動の工夫により、産地間競争を勝ち抜くよう積極的に取り組むこと。当地域は夏期冷涼な気象条件であり、土地利用型農業を展開する上では比較的厳しい土地柄であると捉えております。このことから、これを補い産地間競争に勝てるオリジナル品種の開発とブランド化及び販売戦略は重要であると認識しており、今後、これらの取り組みに対し機会を捉え要望等を行ってまいります。また、既に寒締めほうれんそうで認可済みであるルテイン含有に係る機能性表示等を積極的に活用し、他産地との差別化を図りながらPRしてまいります。また、県のブランド米である銀河のしずくについては、久慈市からの要望を踏まえた、令和3年度の栽培適地見直しにより、条件付きではありますが、大川目町と小久慈町の一部が栽培適地となりましたが、引き続き栽培適地拡大に係る要望活動を続けてまいります

7ページをお開き願います。②耕作放棄地の再生・利用を促進するため、いきいき農村基盤整備事業の推進を図る

であります。耕作放棄地の解消につきましては、国におきましても重要課題として位置づけられており、今後におきましても、国などの助成事業や県単独事業であるいきいき農村基盤整備事業の他、事業規模に応じた助成事業を検討してまいります。次に③原子力発電に依存しない再生エネルギーの確保を図ることが重要であり、「脱原発」の方針を明確化し原発の再稼働を中止するとともに、太陽光・風力・波力・水力及びバイオマス等の再生可能エネルギーへの転換を推進することについてであります。太陽光発電や風力発電などの多様な再生可能エネルギー導入の取り組みを推進することは、二酸化炭素排出削減及びエネルギー政策上のリスク分散という

観点からも重要であり、再生可能エネルギーの推進につきまして、引き続き、国等関係機関に要望を続けてまいります。

④ 震災対策を含む全ての農業関係予算の拡充を図ることについてであります。震災対策に係る国・県の有利な制度事業の導入等、農業関係予算の拡充につきましては、従来同様、独自要望の他に市長会や関係機関を通じ、継続して強力に要望してまいります。⑤ 近年、地震・大型台風・集中豪雨等による自然災害が多発しており、被災時に復旧・復興に向けた迅速な対応が図られるよう万全の対策を講じること。

また、農村地域の防災・減災対策を計画的かつ着実に進められるよう、国土強靱化対策の予算を十分に確保することについてでございます。昨今、頻繁に発生する自然災害に係る被災農業者への各種支援制度につきましては、市が主体となり国・県の制度事業の導入等による負担軽減を図りながら、緊急時の役割分担を明確にし、復旧・復興に向けて迅速な対応がとれるよう、準備を進めてまいります。また、農村地域の防災・減災対策につきましては、国・県と連携し久慈市総合計画及び久慈市国土強靱化地域計画等に基づき計画的に進めてまいります。

8 ページをお開き願います。⑥ 遺伝子組み換え食品について、消費者が安心して農産物や加工食品の選択ができるよう、その表示制度の問題点について十分な検証を行い、「遺伝子組み換え食品を食べたくなければ避けることができるような表示」に改善すること。また、表示対象の拡大や混入率の引き下げを検討する等、食の安全性の確保に万全を期すことについてであります。食の安心・安全につきましては、健康の根幹を成す重要な事柄であると認識しており、今後も、これらの取り組みに対し機会を捉え要望等を行ってまいります。

⑦ 新型コロナウイルス感染症のまん延により、主食用米の

	<p>販売価格の下落や農畜産物全体の需要の減退など、農業経営にも大きな影響が現れており、農業者の不安が増大している。</p> <p>今後においても、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことを想定し、農業者が安心して農業経営に携われるよう経営資金支援などのセーフティネットの強化やサプライチェーンの複線化などのリスク対策を早急に提示することについてであります。今後、いつまで続くかわからない新型コロナウイルス感染症については、販売額や販路など農業者の不安を一つずつ払拭していく必要があると考えており、国の動向など注視し、新たな制度活用など迅速な対応がとれるよう努めてまいります。また、農業者が不安なく安定した営農が持続できるよう、必要な時に資金を円滑に借りられるように利用条件の一つである中心経営体の認定や認定農業者及び認定新規就農者の制度の認定拡充に努めてまいります。</p> <p>また、新鮮な農産物が消費者の手元に素早く届き、農業者の収入に確実につながるようにくように、サプライチェーンの複線化に向けて、JAや生産者等と協議をしながら進めてまいります。説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>説明が終わりましたが、何かご質問ありますか。</p> <p>(岸里推進委員 挙手)</p> <p>はい、岸里推進委員さん</p>
<p>岸里推進委員</p>	<p>小久慈の岸里と申します。</p> <p>お伺いしたいのですが、7ページです。</p> <p>大川目町と小久慈町の一部に、銀河のしずくについて条件付きではとありますが、条件とはこういった条件なのか教えていただきたいです。</p>

農政課梶谷係長	<p>農政課梶谷と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>着座にて説明させていただきます。</p> <p>条件付き栽培適地とは、他の栽培適地と違いまし て、栽培条件のところ、ぎりぎりのところで認定さ れているということで、出来上がった米をより精査し てタンパク質、油分、その年の温度とか勘案して最終 的に他の適地に比べて遜色ないか判断した上で、銀河 のしずくとして出荷しても大丈夫、という事を県の方 で精査するという事と聞いております。</p>
会長	岸里委員、よろしいですか。
岸里推進委員	わかりました。ありがとうございます。
会長	<p>他にありませんか。</p> <p>(木村委員 挙手)</p> <p>はい、木村委員さんお願いします。</p>
木村委員	<p>大川目地区の木村と申します。</p> <p>飼料や農薬や肥料等がすごく値上がりしていて、ど の農家もすごく困っていると思います。</p> <p>もう、農業はやっていけないと言って辞める人たち の話しを聞きますし、それが私の身近な所にも迫って きています。そういう飼料や農薬や肥料に対しての助 成金とか、安定した農業を形成するために、このまま だと本当に大変だと思うのです。</p> <p>助成金等は考えていないのでしょうか。</p>
農政課 下斗米課長	<p>ただいまのご質問でございます。</p> <p>今、国の事業で肥料の高騰対策事業というものが出</p>

	<p>て参りまして、これにつきましては、農協さんが中心となって進める形となります。</p> <p>実際この補助金につきましては、市の予算を通らない形ではありますが、農協さんの方を通じて農家のみなさまの方に助成がなされるという事で、今準備を進めている段階でございますので、よろしくお願いいたします。</p>
会長	はい、よろしいですか。
木村委員	はい、わかりました。
会長	<p>他にございますか。</p> <p>(城内推進委員 挙手)</p> <p>はい、城内推進委員さん</p>
城内推進委員	<p>今の答弁では、はいそうですか、と納得できるものではありません。大体、金額はいくらぐらい補助するのですか。実際、もの凄く高騰しているわけですから、国は国として、市としても考えてもらわないと、補助についても、どの辺の農家まで届くのか、内容が全く見えてこないと思いますので、教えて下さい。</p>
農政課 下斗米課長	<p>ただ今のご質問でございますが、まず国の制度についてご説明させていただきますが、化学肥料の2割低減の取組みを行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を支援するという内容でございます。</p> <p>これにつきましては、メニューがありますけれども、まず、土壌診断による性質設計、製品設計を行う事、堆肥等の利用など、国内資源の利用等といった7つのメニューがあるんですが、これらの中の2つを实</p>

	<p>施するといったことが条件となりまして、それを実施することによって、上昇分の7割についてを国から助成が出るということになります。</p> <p>まだ具体的にどの程度というのが金額的にお示しできないところではあります、農協さん、あるいは肥料会社を通じて交付されるという形になると認識しておりました。</p> <p>他の部分に関しましても、6月補正等で畜産農家等もですし、米生産者に対して、それから椎茸関係、そういったところの助成については、これは肥料ということではなくて、燃料費の高騰に対してという形で補正を組ませていただいたところであります。</p> <p>今後につきましては、まだ見通しが立っていない状況ですので、そこについては申し訳ございませんが、ご理解をいただきたいと思っております。</p>
<p>会長</p>	<p>(城内推進委員 挙手)</p> <p>はい、城内推進委員さん</p>
<p>城内推進委員</p>	<p>いずれ、見えるような状況にしていただきたい。</p> <p>国の制度について、私たち農業委員会でもその中身がわからないと大変ですので、できるだけ資料等を整え、内容を教えていただきたいです。</p> <p>農家の相談にのるためには、農政課だけでは大変でしょうから、農業委員や、農地利用最適化推進委員が、答えられるような対応をして頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>農政課 下斗米課長</p>	<p>はい、ただ今の城内推進委員さんのお話の件ですが、国の方で発行している資料にはなりますけれども、これについてはご提供させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>(城内推進委員 挙手)</p> <p>はい、城内推進委員さん</p>
<p>城内推進委員</p>	<p>銀河のしずくについては、昨年までは作っていたようですが、みなさん大川目で作った銀河のしずくは食べたことがありますか。食べてみると非常においしいですよ。県がどういう話をしているかわかりませんが、久慈市においても、適地があると思うのです。</p> <p>ヤマセの強い夏井地区や宇部地区は難しいかもしれませんが、大川目地区や小久慈地区は管内でもヤマセの度合いが違います。したがって、地域でも全然違うし、そういった意味でも県としても、久慈でも生産できるような対応をしていただけるように、久慈の特性を理解していただいて、久慈市全体がヤマセで全部だめということではなく、試験栽培した大川目、小久慈地区は可能だと思いますので、栽培許可について、県の方に強く要請するべきだと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>農政課 下斗米課長</p>	<p>城内推進委委員から銀河のしずくについて、栽培適地についてのご意見であります。</p> <p>これにつきましては、昨年12月に市長はじめ、生産者のみなさまを含めて、県の方に陳情をさせていただいております。</p> <p>その中で、また改めて今年度に入りましてから、市長の方が県の方に要望に行ったところがございます。</p> <p>そして今、条件付きではありますが、栽培適地となったところで実証栽培できるような形で県と調整をしている段階でございます。</p> <p>また、ここまでという事でご報告できる段階ではございませんが、なるべく早い段階でご説明できるように準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。ご理解をお願い致します。</p>

会長	(城内推進委員 挙手) はい、城内推進委委員さん
城内推進委委員	来年度は、実施できるようにがんばっていただきたいと思います。
農政課 梶谷係長	6月に市長が県庁での公務の合間に、県の農林水産部の方に行って個別に更にプッシュしてきていただいたところでした。それを受けて県産米戦略室、銀河のしずくの栽培適地を決める部署になりますが、その職員が、わざわざ久慈市の方にいらして下さって、農政課担当と面と向かって、話し合いをすることができました。そこで、条件付き適地はすでに久慈市は大川目と小久慈であるので、更にそこを中心にもっとエリアを増やしていこうか、という話をいただいております。今、県の方にこういったプランではどうでしょう、という形で、久慈市の考えをお示ししているところです。それに対してまた県の方から、もう少し具体的なところを記してほしい等、宿題の方いただいております。それについては、関係機関と協力しながら宿題に回答して、ステップの方進めて参りたいと考えております。
会長	(城内推進委員 挙手) 城内推進委委員さん
城内推進委委員	いずれ条件付きでもスタートさせて下さい。 大川目地区が条件適地になったのですから、そういうところからスタートしないと前に進みません。 そこを実現させて下さい。よろしくお願いします。
会長	よろしくお願いします。 (間推進委委員 挙手)

	はい、間推進委委員さん
間推進委委員	<p>私は常日頃から、農業の振興は販売の仕方からという信念を抱いております。</p> <p>売れば、自ずから生産は活気づくし、生産者も自ずから増えてくると考えております。</p> <p>そこで昨年久慈地域のブランド化、PRの仕方を少し考えてほしい、という事で具体的に、例えば国道沿いの目立つところに、のぼりのようなものを建てたらどうかということで、昨年発言させていただきました。その回答として、産地との差別化を図りながらPRを進めていくというご回答をいただいております。ここを、もう少し具体的にどのようなにするのか、もし計画等あったならば教えていただきたい。</p> <p>具体的に申し上げますと、立て看板、例えば侍浜地区の寒締めホウレンソウが盛んだったわけですから、国道沿いとか三陸道路の目立つところに、「元祖寒めホウレンソウの里」こういうのを建てたらどうか、それから今、山葡萄を盛んに八幡平の方はPRしておりますが、元々は山葡萄もここが、佐幸本店さんが基本だったのではないか、と私はそういう考えを持っております。それは具体的な例を示しながらご提案させて頂いたと思っておりますが、こういうところをどの程度までPRの仕方を考えているか、教えて頂きたいと思います。</p>
農政課 梶谷係長	<p>PRの仕方という事で、貴重な質問をいただきました。ホウレンソウに関しましては、具体的にまだ見える形での看板等は設置していないところですが、令和2年に機能性表示、ルテインが多く含有されているという事で、寒締めホウレンソウの機能性表示の方が認定にされたところで、ソフト対策ではあるのですが、農協さん等と協力しながら、ルテイン含有している寒締めホウレンソウというのを大きくPR</p>

	<p>して、他のハウレンソウと差別化を図っているところ です。併せて当然それだけでは足りない部分がありま すので、間推進委員がおっしゃったように、ビジュア ル的に見えるような何か対応できるものはないか、関 係機関と相談しながら、補助金も含めて、今後対策を して参りたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。みなさん他にございませんか。 (鹿糠 勇委員 挙手) はい、鹿糠委員さん</p>
<p>鹿糠 勇 委員</p>	<p>小久慈の鹿糠です。 二つほど聞きたいのですが、鳥獣被害対策です。 これは回答を見れば、編成して対策実施隊ですか、 これを作って対策すると言っていますが、クマが出た とか、鹿が出たとか、花火を鳴らすと山の奥に逃げて 行く、といった事で対策になってないのではないです か。 それから、改良区についてですが、農政課は改良区 との接点はどれぐらいあるのでしょうか。農業用排水 路に関しては、回答を見ると補助事業を活用し、営農 に支障がないように復旧に努めているところでは ありますが、農政課では水路復旧をやっていないの ではないでしょうか、水路は改良区だと思いますが、改 良区に頼んでも埒が明かない状態です。 多面的補助事業として、なかなか補助対象になりま せん。回答にはこのように書いていますが、水が無け れば田んぼはできません。その水路が、もう半分以上 埋まっています。どこの地区もそのような状況です。 もう少し改良区と連携して、多面的機能等を發揮して 改良してください。鳥獣被害等は小久慈のプロイラー の所はひどい状況です。回答に対策本部を作りますと は謳っていますが、文章に書く事は簡単にできます が、もう少し真剣に対応していただきたいでしょ</p>

	うか。以上です。
会長	<p>他にございますか。</p> <p>(内久保推進委員 挙手)</p> <p>はい、内久保推進委員さん</p>
内久保推進委員	<p>今の事に関連した事ですが、よろしいですか。</p> <p>日野沢の内久保です。今、鹿糠委員もお話したのですが、私も多面的の作業をしている組合の一人なのですが、たまたま前回の豪雨で、県の事業を使って復旧はしたのですが、ただ毎年起こりうるので、確か県の方は1回使うと使えなくなると聞いたような気がします。200万円を超えると、そもそも事業対象外だという事で、それ以上の金額が掛かった時は対象外になるということで、非常に変な事業だと思いました。今も変わっていないと思いますが、ですから300万円掛かる事業費であれば、県単は対象外だという事で、自己負担が多少出てもいいからやってくれませんかと言う話しをした事もあるのですが、最後の手段でその時は、業者さんをお願いして、金額を安くしてもらいました。自己負担が出てもいいからといっても、できないという、こういった事業は今後変えていく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>また、水路については、個人個人でやっている方もいますし、団体でやっている方等もあると思いますが、水が出るたびに山から土砂が入って埋もれるのです。農地に山から土砂が入ったとかであれば、復旧事業という事で行政の方が面倒を見てくれたのですが、水路については、水路は農地ではないという事で、これは対象外ですという事で、今まで何回も蹴られてきています。確かに農地ではないですが、ただ農地に水を供給するための施設であるわけですから、これはもう農地と同じ扱いで災害復旧の対象にしてもらえれば非常にありがたい、と前々から思っていたが、</p>

	今はどうなっているのでしょうか。
農政課 梶谷係長	<p>まず、鳥獣害被害の方から回答して行きたいと思います。鹿糠さん貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>農政課ないしは、林業水産課の方を窓口にしておりまして、もし鳥獣等の被害があった場合は、みなさんから連絡をいただきまして、まずは現地に職員が向かいます。その上で対策、対応を状況に応じて行っているのですけれども、まず、爆竹をお渡しして、それでもまだ来るようであれば、その周辺に罠を仕掛ける、罠で捕れないようであれば、いよいよ久慈市鳥獣被害対策実施隊と呼ばれるハンターさんの方に依頼して捕獲、ないしはと殺するといったような形を取っております。なかなか捕獲、罠にかかったら、それで出なくなるかといったらそうではなくて、今のご時世かなり実際鳥獣の個体数も増えているといった状況であると認識をしております。</p> <p>我々の方でも継続して同じ地域でまた出続けているのかどうか、というのは捉えきれていない部分がありますので、その時はお手数ですが農政課または林業水産課の方にご連絡していただければ、我々すぐかけつけますので、よろしく申し上げます。</p> <p>引き続き対策の方が十分といえない部分があるのですが、すぐに駆け付けて、先程申し上げた爆竹そして罠の設置ないし、ハンターさんによる捕獲そういったものと併せて、電気柵の設置の方を補助事業で実施しておりますので、そちらの方もすえながら総合的に対策してまいりたいと思いますので情報提供の方よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>(鹿糠委員さん 挙手)</p> <p>はい、鹿糠委員さん</p>

鹿糠委員	新規ハンターは何人ぐらい増えているのですか。
農政課 下斗米課長	今のご質問は、狩猟免許取得者ということでしょうか。猟銃と罟と2種類あるのですが、どちらかいずれを市の職員2名が取得したと聞いておりますので、最低2人は狩猟免許を持った人員が増えたというふうに捉えております。
会長	(鹿糠委員 挙手) はい、鹿糠委員さん
鹿糠委員	<p>猟銃許可と狩猟許可と二つ必要だということですね。小久慈地区は免許を持った方が一人しかいません。そこを何とか協議していただかないと、タヌキ、ハクビシン等によってせっかく植えた農作物を食すこともできないでおります。よろしくお願いします。</p> <p>改良区の方の回答もお願いします。</p> <p>多面的機能補助事業の方は、業者委託と、共同活動と二つありますが、どちらかを使わせてもらおうと思っても、なかなか使わせてもらえない、それについてもう少し使い勝手のいいものにしてほしいと思います。</p>
農政課 下斗米課長	<p>今の件につきましては、農政課を通じて交付しているものですので、それにつきましては、改良区の方に指導といいますか、協議をして進めさせていただきたいと思います。</p> <p>内久保委員のほうからお話しがありました、水路の土砂流入の件でございますが、これにつきましては、補助事業、災害の補助、補助の対象にならない場合は、額が小さいものになると思いますが、起債の対象となるぐらいのものであれば、災害復旧という形で対応できるというふうに捉えておりますので、よろしく申し上げます。</p>

<p>会長</p>	<p>よろしいですか。 (内久保推進委員 挙手) はい、内久保推進委員さん</p>
<p>内久保推進委員</p>	<p>先ほど質問したのは、これからまた起こりうる災害等の時、水路が埋まった際は、農地と同じとして認めていただき、対応していただけるかをお聞きしたのですがいかがですか。</p>
<p>農政課 下斗米課長</p>	<p>先ほど申し上げたつもりでございましたが、いずれ水路の土砂流入につきましても災害補助、あるいは災害補助の対象にならない場合は、起債の方で対応できるものと捉えております。あまりにも金額が小さくなりますと、起債の対象にならない場合もありますけれども、金額によって、起債あるいは補助の対象となる、というところで対応してまいりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>他にございませんか。 なければ終了してよろしいですか。 それでは、終了いたします。 農政課の方々には、大変ありがとうございました。 (農政課 退出) 会議を再開いたします。 24ページ報告事項(2)農地改良等届出書の提出についてを議題といたします。 事務局の説明を願います。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>24ページをお開き願います。 報告事項(2)農地改良等届出書の提出がありましたので、ご報告いたします。 (以降、報告事項の報告)</p>

	<p>以上で報告事項（２）の報告を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、報告事項でございます。 よろしいですね。 （「異議なしの声」） 次に農地法第３条の３第１項の規定による届出の提出についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>報告事項（３）でございます。 次に、28ページから29ページをお開き願います。 報告事項（３）農地法第３条の３第１項の規定による届出書の提出がありましたのでご報告いたします。 土地の表示、届出人等は記載のとおりでございます。事由につきましては、相続で合計計7件となっております。 以上で、報告事項（３）の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>報告事項（３）の説明でした。 7件とも相続のようでございます。よろしいですね。 （「異議なしの声」） はい、次に進ませていただきます。 報告事項（４）会務報告、事務局長説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい、それでは30ページになります。 報告事項（４）、9月26日月曜日でございました、市議会定例会の最終日でございまして、会長が出席をいたしました。 令和3年一般会計予算、決算ほかご審議をされ、全承認をされております。次に、10月17日月曜日ではありますが、農地法に係る現地調査を行っております。鹿糠勇委員ほか3名、全員で3名に3条、5条、適用外の現地調査を行っていただいたところであります。21日金曜日は、本日第8回農業委員会会議を迎えております。そして、コメ印ではありますが、11月の予定であり</p>

	<p>ますけれども、22日火曜日の午後1時30分この大会議室を予定しております。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、報告事項（4）に関して何かみなさんからありますか。</p> <p>（「異議なしの声」）</p> <p>岩手県の農業委員会大会が11月に開かれるのですが、人数制限されております。コロナの関係でやむを得ない事ですので、ご理解を頂きたいと思います。</p> <p>その他みなさんから何かございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>（5）その他、事務局からお願いします。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>本日、小倉実行委員長が欠席しておりますので、私の方から、遊休農地解消事業についてご報告させていただきます。</p> <p>お手元に、事業の実施状況についてまとめました、写真付きの資料を、お配りしておりますのでご覧頂きたいと思えます。表紙からですが、今年度は、大川目町でソバの栽培に取り組んだところでございます。1枚開いていただきまして、</p> <p>①7月22日の草刈り作業からはじまりました。</p> <p>次のページの④播種作業につきましては、7月26日に委員19名の参加でおこないました。生育状況等とびまして</p> <p>⑦ですが、2回目の草刈り作業は11名の参加で8月26日に行いました。そして、⑫先日、10月12日に小倉委員の方から刈り取り作業を行っていただきました。</p> <p>最後のページになりますが、2番 事業の実施報告書となっております。一番下でございまして、次年度以降の担い手でございまして、農事組合法人ライスランド久慈さんの方でということで、同じくそばを栽培するということになっており</p>

	<p>ます。今年度は、委員のみなさまのご協力がありまして、無事そばの栽培、収穫までたどり着いたところでございます。</p> <p>なお、小倉実行委員長さんを中心といたしまして、ライスランド久慈さんの方には、様々なご協力をいただきました。</p> <p>耕起作業・刈り取り作業・乾燥作業など各作業、また、普段の生育状況を見守っていただいております。</p> <p>なお、種代等かかった経費等につきましては、調整中でございますので、こちら次回の総会でご報告させていただきたいとおもっております。以上、遊休農地解消事業のご報告とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
会長	<p>(城内推進委員 挙手)</p> <p>はい、城内推進委員さん</p>
城内推進委員	<p>2回目の草刈りですが、実は前の日に草刈り機を持って行って、大体の畔を刈ってきたのです。ここを12名に訂正して下さい。よろしくお願いします。</p>
会長	<p>了解しました。</p> <p>(鶴飼係長 挙手)</p> <p>はい、鶴飼係長</p>
鶴飼係長	<p>はい、8月26日の草刈りに参加していただいた方々には前の日城内推進委員に草刈りを行っていただいた事について、報告しておりました。こちらの資料の方、12名ということで訂正をお願いいたします。</p>
会長	<p>ご苦労様でございました。</p> <p>他にございませんか。</p>

	<p>なければ終了してよろしいですか。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>以上を持ちまして、第8回久慈市農業委員会議を終了させていただきます。</p> <p>ご苦勞様でございました。ありがとうございました。</p>
閉会	15時20分